

第 1 条の 2 条例第 1 条の 2 の規定により、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる条例の規定は、適用しない。

区 域	条 例 の 規 定
八代市の全域	全 部

附 則
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 10 号

熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則
熊本県旅館業法施行細則（昭和 34 年熊本県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条及び第 10 条を削り、第 11 条を第 9 条とする。

附 則
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 11 号

理容師法施行細則の一部を改正する規則
理容師法施行細則（昭和 39 年熊本県規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号。以下「指定規則」という。）」を「、理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号。以下「指定規則」という。）及び熊本県理容師法施行条例（平成 12 年熊本県条例第 17 号。以下「条例」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項中「指定規則」を「指定規則、条例」に改め、同条第 2 項中「、理容所の所在地」を「理容所の所在地」に改め、「熊本県保健所長に」の次に「、条例第 4 条第 2 項の申請書は業を行おうとする場所を管轄する熊本県保健所長（熊本市にあっては、知事に）」を加える。

第 6 条を削る。

第 7 条の表に次のように加える。

条例第 4 条第 2 項	理容所以外の場所における業務承認申請書	別記第 10 号様式
--------------	---------------------	------------

第 7 条を第 6 条とする。
別記第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第10号様式

理容所以外の場所における業務承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様
熊本県 保健所長 様住 所 (法人にあっては、主たる事務所所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印
電話番号

下記のとおり理容所以外の場所において業を行いたいので、熊本県理容師法施行条例
第4条第2項の規定により申請します。

記

- 1 業を行おうとする期間
年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
- 2 業を行おうとする場所
- 3 業を行おうとする理容師

氏 名	住 所	免許証番号(登録番号)

- 4 理由

- 備考 1 申請者欄の氏名(法人の場合は代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 不要の文字は、抹消してください。

附 則
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 12 号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和 39 年熊本県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号。以下「指定規則」という。）」を「、美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号。以下「指定規則」という。）及び熊本県美容師法施行条例（平成 12 年熊本県条例第 18 号。以下「条例」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項中「指定規則」を「指定規則、条例」に改め、同条第 2 項中「、美容所の所在地」を「美容所の所在地」に改め、「熊本県保健所長に」の次に「、条例第 4 条第 2 項の申請書は業を行おうとする場所を管轄する熊本県保健所長（熊本市にあっては、知事）に」を加える。

第 6 条を削る。

第 7 条の表に次のように加える。

条例第 4 条第 2 項	美容所以外の場所における業務承認申請書	別記第 10 号様式
--------------	---------------------	------------

第 7 条を第 6 条とする。

別記第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。